

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は財政健全化計画を、健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

また、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

【健全化判断比率等のイメージ】

隠岐の島町	一般会計等 (普通会計等)	一般会計		実質赤字比率	
		一般会計に属する特別会計	布施へき地診療所 五箇へき地診療所		
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業勘定		連結実質赤字比率
			国民健康保険施設	中村診療所 五箇診療所 都万診療所	
			老人保健医療事業		
			訪問看護事業		
			駐車場事業		
			法適用企業	上水道事業	
	法非適用企業	簡易水道事業			
		下水道事業			
一部事務組合等	隠岐広域連合 島根県後期高齢者医療広域連合 島根県市町村総合事務組合	※各会計ごとに算定	将来負担比率		
地方公社・第三セクター等	隠岐の島町土地開発公社 株あいらんど				

健全化判断比率

健全化判断比率には次の4つの指標があります。

●実質赤字比率

町の一般会計等（普通会計）決算の赤字額が、町の財政規模に対してどの程度かを示す指標。赤字でない場合には「-」（比率なし）となる。

《算定方法》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※「標準財政規模」には臨時財政対策債発行可能額を含みます。

●連結実質赤字比率

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、赤字額が発生する場合、その額が町の財政規模に対してどの程度かを示す指標。実質赤字比率と同じく赤字でない場合には「-」（比率なし）となる。

《算定方法》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の黒字・赤字の合算額（連結実質赤字額）}}{\text{標準財政規模}}$$

※「標準財政規模」には臨時財政対策債発行可能額を含みます。

●実質公債費比率

町の一般会計等の公債費等（借入金返済額）に、公営事業会計への繰出金・負担金のうち、公債費に充てたと見込まれる額、一部事務組合等負担金のうち公債費に充てられた額を合わせた額が、町の財政規模に対してどの程度かを示す指標。3か年平均値で算出。

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③}) - (\text{④} + \text{⑤})}{\text{⑥} - \text{⑤}}$$

- ① 一般会計等の町債元利償還金額
- ② 公営事業会計（水道・下水道等）・一部事務組合等の地方債元利償還金に対する繰出金・負担金額
- ③ 債務負担行為に基づく支出額（借金返済に準ずるもの）
- ④ 地方債元利償還に充てられる特定財源（公営住宅家賃等）
- ⑤ 普通交付税において地方債元利償還分として算入された額
- ⑥ 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）

●将来負担比率

町が将来的に負担することとなる実質的な負債額が町の財政規模に対してどの程度かを示す指標。負債額には一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく今後の支出予定額、公営事業会計、一部事務組合等の公債費に対する負担見込額、退職手当支給予定額のほか、地方公社・第三セクター等の負債額に対する負担見込額が含まれる。

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) - (\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩})}{\text{⑪} - \text{⑫}}$$

- ① 一般会計等の町債残高
- ② 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額
- ③ 公営事業会計・一部事務組合の地方債償還に対する一般会計等の負担見込額
- ④ 退職手当負担見込額
- ⑤ 土地開発公社・第三セクター等の負債に対する一般会計等の負担見込額
- ⑥ 連結実質赤字額
- ⑦ 一部事務組合等の実質赤字に対する一般会計等の負担見込額
- ⑧ 負債に充てることが可能な基金残高
- ⑨ 地方債償還に充てられる特定財源として将来歳入が見込まれる額
- ⑩ 普通交付税地方債元利償還分として将来算入が見込まれる額
- ⑪ 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）
- ⑫ 普通交付税において地方債元利償還分として算入された額

資金不足比率

資金不足比率は、それぞれの公営企業会計の資金不足額が、営業収益等から算定される事業規模に対してどの程度かを示す指標。資金不足が生じない場合には「-」（比率なし）となる。

《算定方法》

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$